

1 定 款

昭和 59 年 7 月 25 日設立総会において承認
平成 2 年 5 月 30 日定時総会において一部改正
平成 6 年 6 月 27 日定時総会において一部改正
平成 6 年 9 月 1 日臨時総会において一部改正
平成 15 年 6 月 30 日定時総会において一部改正
平成 17 年 6 月 27 日定時総会において一部改正
平成 18 年 6 月 27 日定時総会において一部改正
平成 20 年 3 月 19 日臨時総会において一部改正
令和 2 年 6 月 29 日定時総会において一部改正
令和 3 年 6 月 29 日定時総会において一部改正

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、東京都下水道サービス株式会社と称し、英文では「TOKYO METROPOLITAN SEWERAGE SERVICE CORPORATION」と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 下水道施設の維持管理等に関する事業
- (2) 下水道管の故障処理及び排水設備調査等のサービス事業
- (3) 下水道に関する研究及び調査事業
- (4) 下水道に関する広報、研修等の事業
- (5) 下水汚泥及び下水処理水等の資源化並びに製品販売等の事業
- (6) 下水道施設、建物及び土地等の有効利用その他の管理事業並びにビルの賃貸事業
- (7) 残土再利用事業及びこれに伴う管理事業
- (8) 下水道に関するコンサルティング及び技術支援事業
- (9) 前各号に関連又は付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第 4 条

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株式

(発行する株式の総数)

第6条 当会社の発行する株式の総数は、8000株とする。

(株式の種類)

第7条 当会社の発行する株式に係る株券はすべて記名式とし、その種類は、1株券、10株券、100株券の3種類とする。ただし、これらの株券のほか、その株数を表示した株券を発行することができる。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の取扱)

第9条 当会社の株式についての名義書換え、質権に関する登録、信託財産の表示、株券の再発行、譲渡承認の請求及び株式に関するその他の手続並びにその手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。

(株主の住所等の届出)

第10条 株主及び登録株式質権者又はその法定代理人は、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

2 前項の届出事項に変更があったときも同様とする。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

第3章 株主総会

(召集の時期及び召集権者)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎営業年度末日の翌日から3箇月以内に召集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時召集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長が召集する。

3 代表取締役（以下「社長」という。）に事故があるときは、取締役会で

あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を召集する。

(株主総会の議長)

第 13 条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。

2 社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会の決議)

第 14 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で決する。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合、代理人は、代理権を証する書面を会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第 16 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、書面または電磁的記録に記録し、議長及び出席した取締役が記名押印、または電子署名を行うものとする。

第 4 章 取締役、取締役会及び監査役

(役員の数)

第 17 条 当会社に、取締役 8 名以内、監査役 2 名以内を置く。

(取締役及び監査役の選任)

第 18 条 取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 19 条 取締役及び監査役の任期は、取締役については就任後 2 年以内、監査役については就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員として選任された取締役又は、任期満了前に退任した取締役の後任として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同

- 一とする。
- 3 任期満了前に退任した監査役の後任として選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第20条 当会社に社長1名を、また、必要に応じ副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を置くものとし、取締役会の決議により、取締役の中から選任する。
- 2 社長は、当社を代表する。
- 3 社長のほか、取締役会の決議により、当社を代表する取締役を定めることができる。

(業務執行)

- 第21条 社長は、当社の業務を統轄する。副社長、専務取締役及び常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。
- 2 社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序により、他の取締役が社長の職務を代行する。

(取締役会の召集及び議長)

- 第22条 当社の取締役会は、社長が召集しその議長となる。ただし、社長に事故があるときは、予め取締役会で定めた順序により、他の取締役がその職務を行う。
- 2 取締役会を召集するには、各取締役及び各監査役に対して、会日から三日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。
- 3 取締役及び監査役全員の同意があるときは、召集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

- 第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもってこれを決する。
- 2 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該案件について、異議を述べた場合はこの限りでない。

(取締役会の議事録)

- 第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、書面又は電磁的記録に記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印、又は電子署名を行うものとする。

(取締役会規則)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役及び監査役の責任免除)

第 26 条 当社は、会社法第 423 条第 1 項の責任について、その取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、会社法第 426 条第 1 項により取締役会の決議をもって、法令の限度において、免除することができる。

(社外取締役及び社外監査役との間の責任限定契約)

第 27 条 当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、当該社外取締役及び社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任について、当該社外取締役及び社外監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、会社法第 427 条第 1 項及び会社法第 425 条第 1 項第 1 号ハに定める最低責任限度額を限度としてその責任を負担するものとする契約を締結することができる。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 28 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 29 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は登録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当を行う。

2 利益配当金が、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。